

く埼玉県内在宅歯科医療機関向け> 安全対策の取り組みに対する補助金 (上限4万円)の受付期限を令和5年3月末 まで延長しました!



● 申請期間:令和4年12月8日 ~ 令和5年3月31日※郵送の場合は当日消印有効

対象医療機関

埼玉県内所在の以下に該当する歯科医療機関

・<u>歯科訪問診療料算定医療機関</u>(令和4年4月1日~令和5年3月31日までの期間に 1回以上、歯科訪問診療料を算定している歯科医療機関)

対象事業

- ①固定電話用通話録音装置・ボイスレコーダー購入経費
- ②警備会社による屋外用(出張時)セキュリティサービス初期導入経費(月額利用料金は除く) ※ 令和4年10月14日以降に実施(支払も完了)した事業が対象です。

補助額

- ·補助率 2/3
- ·補助上限額 ······· 4 万円 (1歯科医療機関あたり)

申請方法

- ・申請方法 ------ 郵送または電子メール
- ※ 申請先・申請書類等、詳細については裏面及び、申請書記入例を御確認ください。



埼玉県は在宅歯科医療従事者を応援しています。

ご不明な点については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

コバトン&さいたまっち

受付時間

お問い合わせ先 TEL: 048-830-3581 8:30~17:15(月~金曜日(祝日年末年始を除く))

埼玉県保健医療部 健康長寿課 総務・歯科担当 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎4階 電子メール <u>a3570-05@pref.saitama.lg.jp</u> ホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/dental/r4 houmonsika hojokin.html

● 申請の流れ

① 申請者から申請先宛てに、郵送等にて申請書類一式を提出 (令和4年12月8日~令和5年3月31日)



② 申請書類一式を確認



③ 申請者宛てに、申請書類確認完了の通知発送及び、補助金 振込(令和5年1月以降)



● 提出書類

- ① 申請書・内訳表(健康長寿課ホームページ掲載) ※ 申請書記入例についても御確認ください。
- ② 領収書等の写し
- ③ 補助対象経費が明記されている書類の写し
- ④ 通帳等の写し(振込口座の確認書類)
- ⑤ 歯科訪問診療料を算定していることが分かる書類 の写し(個人情報部分を除いた診療報酬明細書等)



● 申請先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 埼玉県 保健医療部 健康長寿課 総務・歯科担当 <申請方法>

下記からお選びください

- 1 郵送
- ② 電子メール <u>a3570-05@pref.saitama.lg.jp</u>
- 在宅歯科医療機関以外のお問い合わせ先
- 在宅医療機関県医療整備課 在宅医療推進担当:048-830-3535
- 栄養ケア・ステーション、認定栄養ケア・ステーション県健康長寿課 健康増進・食育担当:048-830-3585
- 在宅患者訪問薬局県薬務課 総務・温泉・薬事相談担当:048-830-3624
- 訪問系事業所(介護保険)県高齢者福祉課 介護人材担当:048-830-3232
- 訪問系事業所(障害福祉サービス)県障害者支援課 地域生活支援担当:048-830-3317